

第5節 大気環境の保全 - きれいな空を見よう -

1. 大気環境の現状

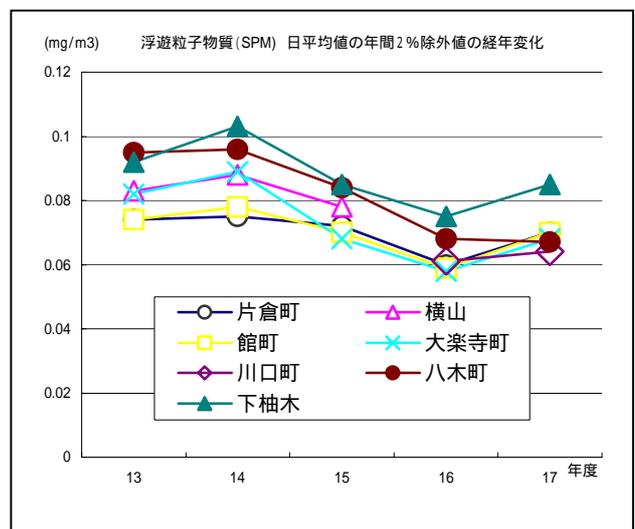
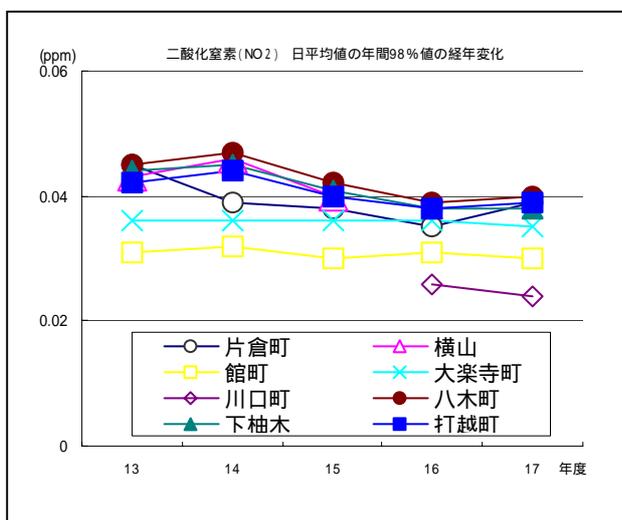
大気環境行政において、従来は工場等の事業活動に伴う排出ガス対策が中心的な課題でしたが、さまざまな規制制度の創設や事業者の理解と協力により大幅に改善されてきました。最近では自動車からの排出ガス対策や光化学スモッグの主因物質であるオキシダントの対策が重要になっています。

この自動車排出ガス対策については、東京都による新たな規制が進み、ディーゼル自動車から排出される浮遊粒子状物質（SPM）の削減をめざして、近県や国と連携した取り組みと、その効果が期待されています。光化学オキシダントについてはより効果的な対策を実施するため、国レベルで発生原因等の研究が進められています。

市では大気汚染の状況を市内7ヶ所の測定室で常時監視しています。17年度においては光化学オキシダント（Ox）を除く全ての測定項目で環境基準を達成しました。市内の二酸化窒素（NO₂）濃度の経年変化は減少傾向にあり、浮遊粒子状物質（SPM）については、東京都のディーゼル車規制が実施された15年度から減少傾向にありましたが17年度は横ばいとなっていますので、今後は長期的に見ていく必要があります。また、環境基準未達成の光化学オキシダント（Ox）について、17年度は光化学スモッグ注意報が10回発令されました。市では学校等への情報の周知を図り、被害の未然防止に努めました。

また、中央自動車道をはじめ国道4路線が市内を通る交通の要衝に位置する本市にとって、良好な大気環境の形成をするうえでは交通施策が重要です。交通施策においては公共交通機関や自転車への利用促進を展開しています。毎年実施している市政世論調査でも「空気がきれい」と感じる市民の割合は年々向上しており、市の大気環境は全般的には改善傾向にあると考えられます。

17年度に寄せられた苦情で最も多かったのは近隣の焚き火や野焼きによる煙に関するものでした。野焼きや簡易な焼却炉による廃棄物の焼却は法令で禁止されています。市ではこのような苦情に対して法令に基づいて指導をしています。



2. 大気汚染物質低減への取り組み

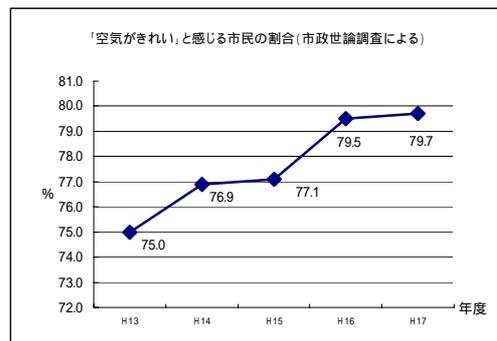
(1) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスの問題は、これまでの窒素酸化物を中心とした対策に加え、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の規制が行われています。今後、粒子状物質の削減対策にとどまらず、より低排出ガス・低公害な自動車への転換を推進することが必要です。

市では環境確保条例に基づいて策定した自動車環境管理計画により公用車の低公害車への転換を推進しています。

17年度もごみ収集車の更新時には液化石油ガス（LPG）車や圧縮天然ガス（CNG）車を導入するなど、公用車の低公害車への転換を図り、自動車環境管理計画による公用車の低公害化率は、17年度の計画の18.0%を上回り23.0%となりました。

また、市民・事業者への低公害車の普及促進のため、天然ガススタンドの設置推進や「環境フェスティバル」での啓発事業も行ないました。



(2) 交通施策

交通施策として、自動車交通の円滑化、公共交通システムの充実、交通結節点の整備、歩行者・自転車の快適性向上、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について新総合都市交通体系整備計画を策定。各事業を推進しその取り組み状況（進行管理）を把握しています。

その中で、交通手段を自動車から公共交通機関へ利用転換することや自動車交通の流れを改善することなどは、自動車排出ガスの低減を図るうえで大きな効果が期待されます。

また、環境にやさしい自転車利用を促進するために浅川サイクルロードを17年度は鶴巻橋から萩原橋の区間ほか、計約900mを整備し、ほぼ完了しました。

「浅川サイクルロード」整備事業第1ステージに引き続き、北浅川と南浅川の合流点（鶴巻橋）から陵北大橋間（約5km）についても通勤・通学の安全性と利便性の向上をはかり、サイクリングもできる自転車（歩行者）専用道の整備を計画しています。18年度には、この内の約1kmの整備を予定しています。

また、新たな交通施策のひとつとして、公共交通機関の利用促進のため「檜原パーク・アンド・バスライド駐車場」を秋川街道檜原交差点付近に開設し、18年3月末の自動車契約台数は17台、自転車契約台数は51台となりました。檜原町でのパーク・アンド・バスライドを確立し他の地域にも導入するとともに、新たな交通施策への展開を広く市民へアピールしていきます。

さらに、都市計画道路の整備では、歩道部へ植樹帯を設置しています。17年度～18年度の2ヵ年計画で長房町、横川町の歩道に植樹をします。

今後も、新総合都市交通体系整備計画に基づいて渋滞解消や自転車利用促進の基盤整備を推進していきます。

注：低公害化率（%）＝（低公害車の使用台数を自動車の種別、低公害車の区分によって換算した値）÷（自動車の使用台数を自動車の種別ごとに換算した値）×100

(3) 光化学スモッグ対策

自動車、工場などから排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線によって化学反応を起こすことにより光化学オキシダント（O_x）という物質に変化します。光化学オキシダント（O_x）の濃度が高くなると、白く霧がかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼び、主に4月から10月の日差しが強く気温が高い、風の弱い日に発生しやすくなります。

近年、光化学オキシダント濃度が高濃度化している原因は、自動車対策などにより窒素酸化物の排出削減が進んだことに比べ、揮発性有機化合物（VOC）の削減が追いついていないためと考えられています。国や都は光化学オキシダント濃度を下げするために揮発性有機化合物（VOC）を使用する事業者に対し排出量の規制や適正管理による排出量の削減を図っています。

また、市では光化学スモッグ緊急時には学校等への情報周知を行ない被害の未然防止に努めています。しかし、17年度は光化学スモッグによると思われる被害届出が八王子保健所に191人報告されました。

光化学スモッグの発令状況回数

発令・年度	H13	H14	H15	H16	H17
予 報	2	6	2	6	7
注 意 報	11	10	4	12	10
警 報	0	0	0	0	0
重大緊急報	0	0	0	0	0
学校情報	18	25	13	23	23

(4) 工場・事業場への対応

市は大気汚染防止法・環境確保条例に基づき工場等から排出されるばい煙の排出基準遵守等の指導を行っています。

また、大気汚染防止法等では、工場・事業場におけるばい煙、粉じん（一般粉じん）、特定粉じん（石綿）を排出する施設について排出基準や構造基準等を定め、事業者はこれらの施設の設置や構造等の変更時には事前の届出が必要となります。

市はこれらの届出に基づいて、適正な対応が執られるように事前に審査・指導を行ない、未然に大気汚染の防止を図っています。

(5) 常時監視体制

測定結果については毎日の時報データを市環境部ホームページに掲載し、市民への情報提供に努めています。

一般大気測定室		自動車排出ガス測定室	
1 片倉町測定室	片倉町553	1 八木町測定室	八木町8-1
2 館町測定室	館町1097-66	2 下柚木測定室	下柚木498
3 大楽寺町測定室	大楽寺町419	3 打越町測定室	打越町1647-6
4 川口町測定室	川口町2694-5		

3. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「大気」の分野について、市の担当所管が総合評価したものを市内環境調整委員会が総括評価し、その評価を環境推進会議が相互評価しています。

評価の段階は下表のとおりとなります。

大きな成果をあげた
当初の目標を達成した
今後努力が必要

相互評価

<市の内部総括評価>

市民・事業者への低公害車の普及啓発・導入促進並びに天然ガススタンドの設置促進に一層努めること。

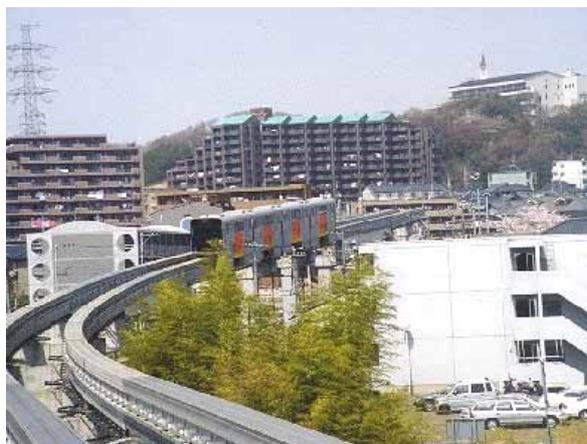
また、総合都市交通体系整備計画に基づき、計画に沿った事業を着実に展開すること。

なお、パークアンドバスライドシステムについては、施設の有効性などの検証も視野に入れ、利用促進に努めること。

<環境推進会議での相互評価>

市民・事業者の模範となるよう、公用車の低公害車化に尚一層努めてほしい。

また、総合都市交通体系整備計画に沿った事業展開を図るとともに、国や都の事業に対しての積極的な働きかけに努めること。



多摩都市モノレール



甲州街道並木通り